

〔課題報告〕

一、都市近郊農村における集落機能と

農業の農民による主体的再編成について

——福岡県糸島郡および大分県耶馬溪町の事例から——

山口大学 木 下 謙 治
九州大学 佐々木 衛

昨年の大会において、われわれは、「生活破壊」というテーマに対し

て、「生活破壊を阻むもの」として、集落機能を取りあげ、それを熊本県矢部町の事例をあげ報告した。

その結果、われわれの示した矢部町の集落の実態は、「特殊矢部的」であり、資本主義の滲透した都市近郊はもろろんのこと、現代日本では、とても普遍化もえない遺制であるとの批判を受けた。

また、集落機能という表現にたいし、経済史で言う「共同体」とそれを照合し、そんなものを「共同体」と言われては、経済史ないしは経済学としては迷惑であるとの批判も受けた。

本年大会ではこれに答えねばならない。

第一点についての批判に答えるべく、われわれは福岡市に隣接する糸島郡域をとり、五集落の事例をあげ、そこから、集落が農業生産と農家生活に不可欠の補完機能をもつことを実証する。

第二点については、熊本県矢部町における集落の実体は、経済史家の言うごとく、村落共同体の遺制の観がなくはない。

この点については、「小農であるがゆえに共同体と不可分である」という通説に促われず、われわれは「日本の農民は小農たらんと欲するがゆえに共同体ないしは共同体と不可分の関係を維持している」と解することとした。土地生産性が高く労働生産性の低い日本では、西ドイツなどと異り、規模拡大は合理性を持たない。小農であることが日本の農業にとって合理的であると判断する。したがって小農にしてかつ一定の生産性をあげ農家がとどきの時代の生活を維持していくためには、共同体ないしは共同体を利用する農法なり生活様式が必要となってくる。

したがって、通俗的な表現を使えば、日本の農家は近代化するために共同体を必要とするのである。このように考えると、集落のもつ諸制度、諸慣行は遺制ではない。かつ、集落機能そのものも、歴史概念としての共同体或は共同体と同質のものでは勿論なく、時代により、その内実を

異にしてこよう。

しからば、その概念規定が如何にあれ集落が集落としての実体を保つ契機はなにかが問われねばならぬ。それを、われわれは「シンボルの共有」とする。共有林、共有地、水、草、等々の「物」の共有そのものではなく、「なにかを共有するがゆえに生ずる生活規範、エートスとしての個々の農民に内在化されたもの」をシンボルとここでは呼ぶ。

たしかに、矢部町においては、共有林がシンボル派生の基礎であった。が、より都市近郊の熊本県酒水町では、「機械」がそのシンボルの基礎となっている。熊本市に農民・消費者が共同出資で形成している、産直の機関「K・K流通センター」がシンボルの役割を果している事例もある。この場合、ここに形成されている集団は、集落という地域性を失い、より広範域で形成される。

とすれば、「集落」とは、共通のエートスを分ち持つものが、一定の狭い地域空間の範囲内に定住しているものと言えるであろう。

したがって、われわれの「集落機能」と言うときの「集落」とは以上のような意味であって、いわゆる村落共同体ましてや共同体という概念で使っているわけではない。この点を、糸島郡の調査より論評したい。

さて、本大会では、さらにもう一つの課題「主体的再編成」についても答えねばならない。東北の研究会では「なににとって主体的か」という疑問も提示されているようであるが、農民自身にとって主体的と簡単に考えている。つまり、権力が用意した既成の方式によらず、農民自身の発想と、農民自身が自ら編み出した手法により、その営農と流通とを再編成すること、しごく当り前の発想をしている。現代の資本主義体制のなかで、そのような事実が可能かどうかという疑問が提示されるであろう。

われわれは、その点を、糸島郡の事例とともに、大分県下毛郡耶馬深

町の下郷農協および隣接する二農協の実践——産直組織と環状生産組織の創造——の実態をふまえて、集落およびシンボルの共有体という視点から分析、報告を行う予定である。